

消費者安全専門調査会 テーマ

消費者事故の未然防止のための方策について の各種検討



テーマは上記、幅広の表題とし、実質の審議内容については下記の主に2点について調査審議を行う

1. 消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策について
2. 消費者事故未然防止のための事業者・事業者団体との消費者事故情報の共有、連携について

審議の進め方(案)

審議期間

8か月程度

1か月に1回程度の開催を予定し、概ね8回を目途にとりまとめ報告を行う。

審議予定

第1回(4月2日) 【国民生活センターヒアリング、過去の注意喚起の議論紹介】
質疑、問題点の整理。

第2回(4月下旬) 【消費者庁、経済産業省他関係省庁ヒアリング】
同上

第3回(5月下旬) 【事業者・事業者団体ヒアリング、方策案検討】
3回のヒアリングを踏まえ、方策案について議論。

第4回(6月) 【方策案の検証に向けて関係省庁・団体ヒアリング・議論①】

第5回(7月) 【検証についての議論②】

第6回(8月) 【取りまとめに向けての議論】

第7回(9月) 【取りまとめ報告書(案)審議】

第8回(10月)【取りまとめ報告書】 消費者委員会へ報告

テーマ1

消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策について

消費者安全専門調査会報告書での指摘

リコール開始後6か月以上経過しても回収率が50%に満たず、重大製品事故が発生している事例が多くみられる。

消費者に事故情報等が確実に届き、かつ、消費者の意識・行動を変えるような注意喚起が必要

最近の事例：「茶のしづく石鹼による小麦アレルギー」事案での情報周知

平成23年5月20日：事業者からのリコール公表 ⇒ 事業者から購入者へDM送付
⇒ 6月7日：消費者庁から注意喚起公表 ⇒ 7月14日：国センから危害情報公表
⇒ 8月1日：NHK番組「あさイチ」報道 ⇒ 11月15日：朝日新聞等新聞報道

報道の度に新たな被害相談が多く寄せられ、リコール情報の周知徹底が図れていないことが良くわかる。

消費者安全専門調査会において、消費者に届く注意喚起の在り方、方法について調査・審議し、消費者庁、関係各省庁に提言を行ってはどうか

テーマ2

消費者事故未然防止のための事業者・事業者団体との消費者事故情報の共有、連携について

第一次消費者安全専門調査会での議論

事故情報を関係事業者や事業者団体に提供 ⇒ 事故防止の基準作りに活用等を求める意見が多数。

事故原因究明

誤使用による事故防止

子供や高齢者の事故防止

製品事故の未然防止を促進するカギになりそう

⇒ 消費者庁曰く、「事業者に個別の事故情報を渡すことはできない」
現状、取り組む姿勢は見られない

10～12月に前委員へのヒアリング実施：重ねて意見が出された。
(宇賀前座長、松岡委員、中嶋委員より同意見。他、中川前座長代理にヒアリング)

消費者安全専門調査会において、事業者との事故情報連携の課題を抽出、消費者庁が事業者との連携を図るきっかけとなる提言をまとめてはどうか